

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

内部統制府令の一部改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の 適時開示等に関する規則」の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行い、平成23年4月22日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、平成23年3月29日に「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、同年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることに伴い、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」において所要の整備を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

I. 改正概要

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（内部統制府令）において「重要な欠陥」の用語が「開示すべき重要な不備」と見直されることに伴い、当取引所の規則においても同様の見直しを行います。

(備 考)

・適時開示等規則第2条
第1号a1

II. 施行日

平成23年4月22日から施行し、同年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

以 上